平成２４年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市下田町711番地１　パークハイム二反山201号
債務者　武山　　勇
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
仙台市太白区郡山８丁目７番１―102号
債務者　川村　範子（旧姓布田）
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
仙台市青葉区荒巻神明町16番46号　ロジユマン山田102
債務者　長谷川絵美（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
秋田市中通６丁目16番12号
債務者　石塚　智幸
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
秋田市土崎港南１丁目３番31号　ア・レストコア206
債務者　泉　　辰徳
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
秋田市山王臨海町４番５号　ラインパーク102
債務者　長瀬　光輝
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７号
秋田市川元小川町１番４号　若草ハイム
債務者　菊地　菜子（旧姓豊嶋）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８号
秋田市新屋比内町24番20号
債務者　豊嶋　次夫
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９号
秋田市添川字地ノ内97番地69
債務者　佐藤　順子（旧姓豊嶋・松岡）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１号
福島市大明神４番地の３カメリヤコーポラス101号
債務者　今井　宏子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
福島市上浜町８番32号シルクコーポ202、従前の住所福島県伊達市霊山町掛田字下屋敷21番地１
債務者　渡邉美智子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
水戸市五軒町２丁目３番30号　ユリハイツ205号、申立時の住所茨城県那珂市南酒出921番地１　袴塚住宅
債務者　石川　康光
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
茨城県行方市蔵川688番地１
債務者　中根　　孝
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１６４号
千葉市中央区矢作町44番地５　シティハイム301号
債務者　和田　弘志
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
千葉県八千代市大和田139番地15　レオパレスＳＭＥ104号室
債務者　大澤　　昇
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７３号
千葉市緑区誉田町２丁目10番地の21
債務者　君塚　光輝
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７７号
千葉県船橋市高野台４丁目２番13号　コムハウス203号
債務者　増尾　勝明
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係